

## 河川整備基本方針、河川整備計画の以前の計画について

既定の天竜川水系の河川の整備に係る計画としては、「天竜川水系  
工事実施基本計画」**資料-1. 1**が定められています。

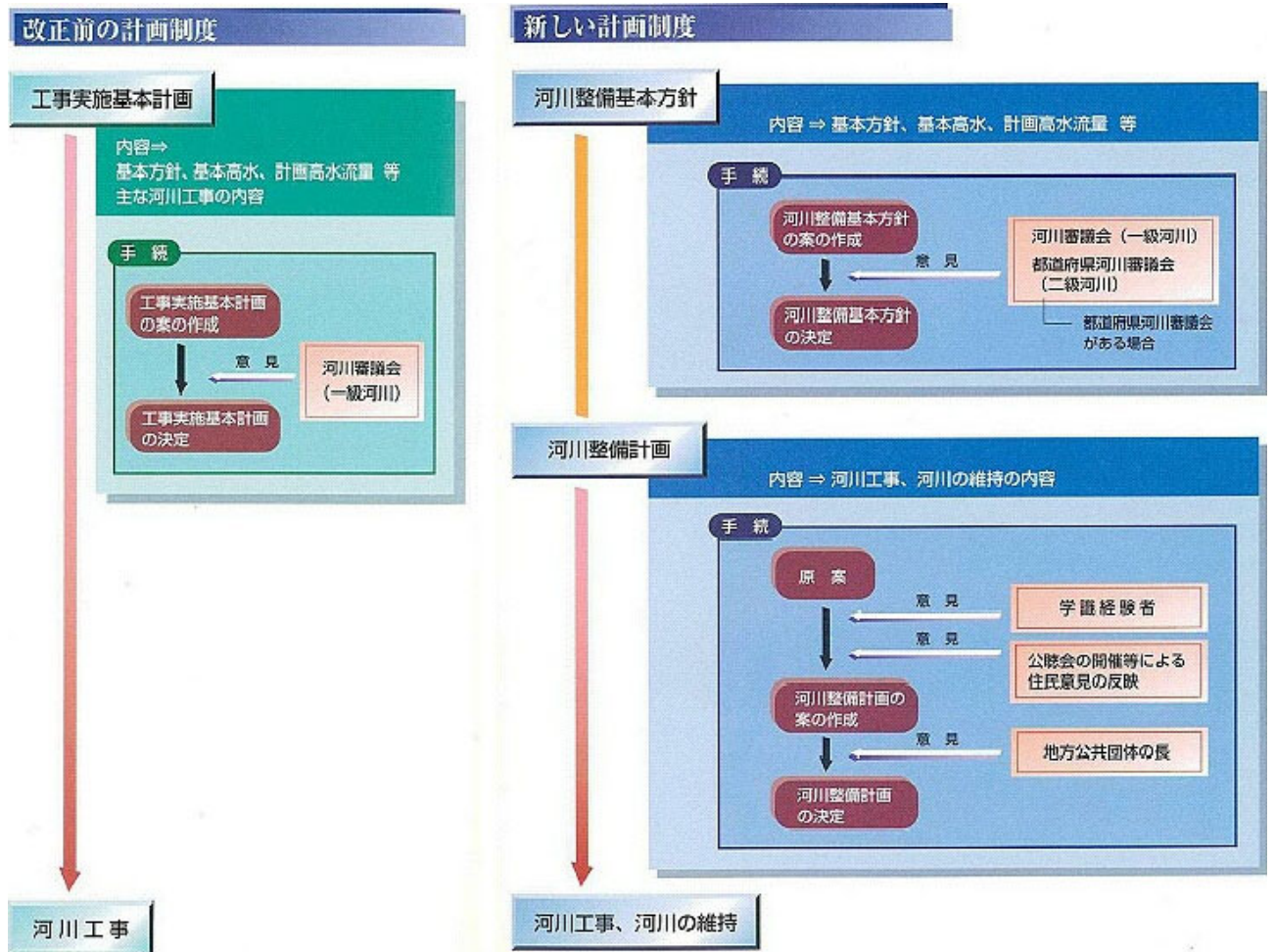
「工事実施基本計画」は、昭和40年に施行された「河川法」の平成9年改正前の第16条に規定され、次の内容が示されています。

- 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 2 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
  - (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
  - (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項
  - (3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項
- 3 河川工事の実施に関する事項
  - (1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項
  - (2) 主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により接地される主要な河川管理施設の機能の概要

この「工事実施基本計画」は、平成9年の河川法改正により、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、河川整備計画については、学識経験者、地方団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きを導入することとなりました。

特に「河川整備計画」では、「工事実施基本計画」の「主な河川工事の内容」に相当する内容について、今後20年から30年間分の工事内容を示すと共に、河川の維持の内容について示すこととなりました。

次頁の「図-1 平成9年河川法改正により変わった河川整備の計画制度」では、「工事実施基本計画」と「河川整備基本方針」「河川整備計画」の違いを模式的に示しています。



図－1 平成9年河川法改正により変わった河川整備の計画制度

天竜川においては、天竜川水系工事実施基本計画を昭和40年に決定し、さらに昭和48年にその後の出水状況及び流域の開発をかんがみ全面的に再検討のうえ改定しました。また、昭和63年には計画高水位、計画横断形、堤防高についての部分改定を行い、平成6年にはダム名等の記載にかかる部分改定を行い現在に至っています。

天竜川の河川整備は、この「天竜川水系工事実施基本計画」に基づき進めて参りました。

参考 ごかねんけいかく 五箇年計画、ちゅうきせいびしあん 中期整備試案について

「五箇年計画」は、昭和35年に施行された「治山治水緊急措置法」の第三条に規定されており、5箇年を計画期間として定められてきましたが、法律の改正により第9次計画では「七箇年」となりました。

平成15年度は第9次治水事業七箇年計画の最終年にあたります。

第9次治水事業七箇年計画の策定にあたっては、平成6年度に今後の河川整備について議論の「たたき台」として「天竜川中期整備試案」**資料-1. 2**を作成し、約1年間をかけて地域住民の方々や自治体の意見を聴取するとともに、河川整備の目標とする将来像や進め方について議論を行いました。

これを受けて平成8年度には、第9次治水事業五箇年計画案をとりまとめ、パンフレット**資料-1. 3**を作成し公表しました。

こうして第9次治水事業七箇年計画は、平成10年1月30日に閣議決定され、作成された計画については、中部地方建設局(現 中部地方整備局)管内各河川の大臣管理区間での主要プロジェクトを掲載したパンフレット**資料-1. 4**を作成し公表しました。